

(案)

閣 郵 委 第 ※ 号

平成18年※月※※日

総務大臣

竹中 平蔵 殿

郵政民営化委員会

委員長 田中 直毅

日本郵政公社による出資の認可について（意見）

平成18年4月3日付け総郵第39号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

- 1 本件の日本郵政公社（以下「公社」という。）による株式会社ANA&JPエクスプレスに対する出資については、認可することが適当である。
- 2 ただし、本委員会としては、公社による国際物流事業への進出が準備期における準備的行為として特例的に認められたものであることを踏まえ、その事業活動が民業を圧迫するようなことがないようにする必要があると考える。
このため、総務大臣は、公社が、申請書に「出資の相手方が行おうとする業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮する事項」として記載された事項を着実に履行するよう、対処されたい。
- 3 また、本委員会としては、公社の出資会社の事業展開について、特に民間とのイコールフットィングの確保、民業圧迫の防止という観点や郵便事業のユニバーサルサービスを維持するに当たっての悪影響の防止という観点からフォロー

一し、必要に応じて、調査審議することができるようにする必要があると考える。

このため、総務大臣は、公社から出資会社の事業計画の変更等の届出があったときは、本委員会に通知を行い、さらに、申請書に「出資の相手方が行おうとする業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮する事項」として記載された事項の履行の状況も含め、出資会社の事業運営の状況につき、本委員会に定期的に報告を行われたい。

- 4 なお、本委員会としては、公社による国際物流事業への進出に当たっては、公社の出資会社の事業活動が独禁法その他の関係法令を遵守して行われるよう、公社が出資会社のコンプライアンスの確保に努める必要があると考える。

また、公社は、今回の出資案件については、将来、郵便事業会社が総合国際物流事業者となることを目指す上で必要不可欠な航空輸送力に関するノウハウの獲得を目的とするものと位置付けているが、本委員会としては、公社が、民営化後の国際物流事業展開に向けた準備的行為の全体像をできるだけ早く確立する必要があると考える。

このため、総務大臣は、これらのことについて公社において適切な配慮がなされるよう、対処願いたい。